■会議結果報告書■

会議名称	第8回札幌市子どもの権利委員会
日時・会場	平成25年5月20日(月)16:30~18:30 市役所本庁舎18階第一常任委員会会議室
出席委員	13人出席
次回開催	8月頃(未定)

議題	瓶 西 <i>生</i>
	概要等
1 新委員の委嘱	・札幌市中学校長会事務局次長の変更に伴い、梅村委員に代わり、新たに 猪股委員に対し、委嘱。
2 副委員長選任	・新しい副委員長に大江委員(札幌市小学校長会会長)が選任
3 議事	○資料4に基づき事務局から説明
(1)札幌市子どもの	(意見交換・質疑応答) 【子どもの権利】
最善の利益を実現	・1P、○5つ目、子どもが権利を濫用することがあった場合、正しく教え
するための権利条	るということが趣旨であって、現在の表現は、権利の濫用を件数として
例に基づく平成24	カウントしているようで違和感がある。 ・子どもの指標について、24年度が66.5%だが、目標値が60%と割合を減
年度取組状況の報	らすようにとられるが、なぜこのように設定したのか?
告について	→21年度に行った無作為抽出の調査では48.3%と以降の値は、調査方
	法が異なるので、一概に比較できない。当初の目標値については、現 状値を踏まえ、子どもの権利委員会でも検討いただいたうえで設定し
	が他を始また、すともの権利安員去でも便的で <i>に</i> だいたりたで放足した。 た。
	・目標値が60%というのは低い。次の委員会でも議論されると思うが、70%
	くらいが今後の課題ではないか。
	・新しい啓発資料は、いつ頃作成し、どこに配布し、そこでどれだけの数
	が持っていかれているか?
	→3月末に7000部作成し、今月より区役所をはじめ公共機関などで配布
	している。どこでどれだけ持って行っているかまでは把握していない。
	→委員:作成しても、手にとってもらえないと意味がない。
	・広報さっぽろを有意義に活用すべき。
	・小学4年生にパンフレットを配布とあるが、なぜ4年生なのか? →条例ができた際には4~6年生全員に配布し、それ以降新しく4年生に
	一条例ができた際には4~6年生主員に配布し、それ以降利して4年生に なる児童へ配布。
	→委員:高校生は大人とみなされるかもしれないが、高校生用もあ
	るとよい。
	【アシストセンター】
	・今回自己発意を行った戸籍のない子どもの事例について、地域でも関わ
	ることがあるので、何らかの報告があるとよい。
	→救済委員:具体的な事例をどこまで報告できるかは、検討させてい
	ただきたい。
	・電話やEメールの受付時間や電話回線、相談の時間帯はどうなっている
	か?また、電話回線にアクセスしてもつながらないという苦情はない
	カゝ?
	→平日は朝10時から夜8時まで、電話回線は3本あり、時間帯にもよる
	が最低2名の相談員がいる。日曜日は休みだが、土曜日は対応している。
	相談の時間帯については、子どもは学校が終わった夕方の割合が高く、
	保護者は平均している。仮に回線が話し中でつながらない場合、メッ
	セージが流れるようになっている。

【教育委員会】

- ・人権教育研究推進校を増やしていく計画はあるか?
 - →研究推進校はあくまでモデル事業。ピアサポートはすぐに実効性があるものではないが、大切な取組であるため、市教委としては、こうした取組が各学校で行われるよう体制づくりをしたい。
- ・子どもの権利についての教職員研修の参加者は全体の何%なのか?また、100%にする可能性はあるのか?
 - →全体で1万人くらいの教職員がおり、何%が参加したという数字は出ない。実際に各学校では、子どもの権利に関わることは道徳や学活などで行っているが、それを子どもの権利と結びつける意識化が大事。研修だけで対応するのは難しいので、各学校にDVDを配布し、校内研修で生かせるようにしている。
- ・子どもの権利と憲法はかかわってくるが、憲法の学習はどのようになっているのか?
 - →小学4年生では、産業や歴史で日本の政治を学び、6年生で日本の政治の仕組みを学ぶ。中学校では、歴史的な分野で1年生でも学ぶが、2年生で学習し、3年生で公民の中で学習する。
 - →委員:憲法は国民が国家を縛るという基本的な全体構造に触れる 機会があるとよい。
- ・指導のあり方の研修について、小学校や特別支援から高校生まで一括して行うとなると、指導のレベルが変わると思うが、どのような内容なのか?
 - →グループに分かれた演習や、授業で実践を通して学ぶことができるよう、取り組んでいる。
 - →委員: それであれば、そうした機会を増やすべき。
- ・ 教員全体の研修では、子どもの権利を扱っているのか?
 - →札幌教育研究協議会は校内研修を足場としているが、特に子どもの 権利ということではない。
- ・大通高校は定時制だが、なぜ研究推進校に選んだのか?同時に普通科で も行えば違う結果となるのではないか。
 - →大通高校での取組を今後、全日制の学校にも広がるよう、取り組んでいかなければならないと考えている。

(2)子どもの権利に関する施策の検証

○資料5に基づき事務局から説明 (意見交換・質疑応答)

- ・子どもの権利の日事業について、24年度からは対象を子どもにしているが、これまでの大人向けの講演も大変よく、毎年とは言えないが、大人向けの講演も行った方がよいのではないか。
- ・講演をただ行ってもすでに条例を知っている人が中心だと思う。広報紙 のあまっているスペースなどを利用して、無意識のうちに関心を呼び掛 ける取組が必要。
- ・ロゴマークは子どもの権利推進課だけで使用しているのか?→札幌市で作成する封筒や印刷物などに掲載している。
- ・例えば、西区のちえりあでご近所先生ということを行っているが、そこで学ぶ人は、地域や子どもに関わりたいと言う人が多く、ただ実際にはどう関わるのか分からないという声を聞く。サポーター養成講座などは、そうしたものも利用するとよいのではないか。
- ・出前授業が増えるとよい。例えば、教えて!ファイヤーマン(消防局)があるが、あれくらいの活発さであるとよい。また、一つの顔が見えづらく、象徴的な「子どもの権利」といえばこれというようなものがあるとよい。「KenriBook」は自分の所にも送られてくるが、資料に対する説明があると印象に残るのではないか。
- ・出前授業について、可能な範囲で市内の子ども全員が受けたことがある という環境があるとよい。

	・出前授業の弁護士は何人が担当しているのか?	
	→アシストセンターの調査員と救済委員の弁護士にお願いした	• • 0
	→委員:例えば、出前授業を増やす際に弁護士が必要という	うことで
	あれば、協議させてもらえれば、弁護士会として協力でき	きること
	があると思う。	
	・出前授業は市立だけか?また教職員研修も市立の教員が対象か?	
	→研修は、基本的には市立が対象だが、市民向けの講座もあり)、その
	場合は、一般の方も対象。出前授業についても市立学校を対象	象とし、
	それとは別に一般の方を対象とした出前講座を実施している。	
	→委員:私立も含めていいのではないか。	
	「権利」という言葉が前面に出ていて抵抗が大きいのではないか。	少し柔
	らかいイメージがあるとよい。	
	・予算の関係はあると思うが、制度上、教育委員会から、各学校に	こ対し子
	どもの権利の授業をやるよう指示は出せるのか?	
	→難しい面がある。「やってほしい」という言い方と「やりなる	さい」と
	いう言い方でも微妙な部分があり、一概に約束はできない。	ただ、
	子どもの権利を含めたいろいろな教材の中から、各学校です	子どもに
	しっかりと伝わる機会を持ってもらいたいということは行	すいたい
	し、やらなければならないと考えている。	
	・小学校の立場では、校長がその年度の学校運営方針を示す。子と	ごもの権
	利という言葉自体は、小学生には伝わらないということがあると	思うが、
	いじめや不登校、命の大切さ、お互いを尊重するということは、	校長か
	ら各教員に伝えている。	
	・一所管課だけで普及啓発を行うのは限界があるので、いろいろな	は団体や
	業界の力を借りるということを考える時期にきている。	
	・地域の大人が理解する必要があり、地域との連携や啓発を今後の	つ課題と
	して検討する必要がある。	•
4 その他	○事務局からの案内	
1 C 421E	・次回は8月を念頭に日程を調整する。	以上